

福島市学校給食センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

福島市長 馬 場 雄 基

福島市条例第 47 号

福島市学校給食センター条例の一部を改正する条例

福島市学校給食センター条例（昭和45年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び学校給食法（昭和29年法律第160号）第4条」を削り、「市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校給食実施のため、」を「学校給食の」に改める。

第2条の表中福島市西部学校給食センターの項及び福島市北部学校給食センターの項を削り、同表に次のように加える。

福島市中央学校給食センター	福島市飯坂町平野字扇田8番地の1
---------------	------------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。